税目			課税標準額等	税率
道府県税	目的税	狩猟税	狩猟者の登録	一定税率 1　第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、2に掲げる者以外のもの 16,500円 2　第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、一定の被扶養者以外の者 11,000円 3　網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、4に掲げる者以外のもの 8,200円 4　網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、一定の被扶養者以外の者 5,500円 5　第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円 6　狩猟者の登録が次に掲げる登録のいずれかに該当する場合は1から5の税率に次に定める割合を乗じた税率とする ①　放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録 4分の1 ②　①の狩猟者の登録を受けている者が受ける放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の場所に係る狩猟者の登録 4分の3 7　平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録で、次のいずれかに該当する場合は、1から5の税率に関わらず、それぞれ下記のとおりとする。 ①　対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録 非課税 ②　認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録 非課税 ③　狩猟者登録を申請する日前1年以内に、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止等の目的で鳥獣保護法第9条第1項の許可を受けてその許可に係る捕獲に従事した者が受ける狩猟者の登録 1から5の税率に2分の1を乗じた税率

税目			課税標準額等	税率
市町村税	普通税	市町村民税	個人 1　均等割 （平成27年度課税見込人員60,643千人） 2　所得割 (イ) 課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額（総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除した金額） （平成27年度課税標準見込額1,217,231億円） (ロ) 申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得、土地建物等の譲渡に係る譲渡所得、株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等については、他の所得と区分した上場株式等に係る課税配当所得の金額、課税長期譲渡所得金額、課税短期譲渡所得金額、株式等に係る課税譲渡所得等の金額又は先物取引に係る課税雑所得等の金額 (ハ) 退職所得に対しては、他の所得と区分した退職所得の金額	個人 1　均等割 標準税率 （平成26年度～平成35年度） 年額3,500円 （本則税率　年額3,000円に年額500円を加算した額） 2　所得割 (イ) 課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額：標準税率 100分の6 (ロ)・申告分離課税を選択した上場株式等に係る課税配当所得の金額 100分の3 ・課税長期譲渡所得金額　100分の3 （ただし、 長期譲渡所得が優良な住宅地の供給と公的な土地取得に資するものの譲渡に係るものである場合 2,000万円以下である場合 100分の2.4 2,000万円を超える場合 48万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の3に相当する金額との合計額 長期譲渡所得が所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡（一定の居住用財産に係る買換え（交換）の特例の適用を受けるものを除く。）に係るものである場合 6,000万円以下である場合 100分の2.4 6,000万円を超える場合 144万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の100分の3に相当する金額との合計額） ・課税短期譲渡所得金額　100分の5.4 （ただし、 国又は地方公共団体等に対する土地等の譲渡に係る短期譲渡所得の場合　100分の3） ・株式等の譲渡に係る課税譲渡所得等の金額　100分の3 （ただし、 上場株式等の譲渡に係る譲渡所得等の場合 100分の1.8（平成26年度分まで） 100分の3（平成27年度分から）） ・先物取引に係る課税雑所得等の金額 100分の3 (ハ)　分離課税に係る退職所得の金額 100分の6